

投資者保護基金による支払の対象から除かれる者を指定する件

(平成十九年八月十七日金融庁・財務省告示第四号)

金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)第十八条の十一第五号の規定に基づき、投資者保護基金による支払の対象から除かれる者を次のように指定し、平成十九年九月三十日から適用する。

認定金融商品取引業者(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第七十九条の五十五第二項に規定する認定金融商品取引業者をいう。)の総株主等の議決権(同法第二十九条の四第二項に規定する総株主等の議決権をいう。)の百分の五を超える議決権を保有している者